

令和 7 年度法律文書錬成講座 刑事訴訟法

【出題趣旨】

〔設問 1〕 (1)逮捕に伴う差押えおよび(2)令状による差押えの範囲について問う問題である。(1)については、**X** の居所で覚醒剤が見つかったことを理由として行われた現行犯逮捕に伴って無令状で当該覚醒剤等の差押えが許されるか否かについて、逮捕に伴う差押えが無令状で許される（憲法 35 条、刑訴法 220 条 1 項 2 号）趣旨に遡って検討する必要がある。(2)については、**V** に対する傷害の事実を理由に発付された（搜索）差押令状の効力が **X** の居所から見つかった覚醒剤等にも及ぶか否かを、令状において「差し押さえるべき物」の明示が要求される（憲法 35 条、刑訴法 219 条）趣旨に遡って検討する必要がある。さらに、本設例では、その差押えに至る経緯から、「捜査機関が専ら別罪の証拠に利用する目的で差押え許可状に明示された物を差し押さえること」に当たる可能性があり、これが肯定されれば、いわゆる「別件差押え」として違法とされる可能性がある点にも触れることが望ましい（最判昭和 51 年 11 月 18 日判時 837 号 104 頁参照）。

〔設問 2〕 訴因変更の限界（可否）について、刑訴法 312 条 1 項がその基準とする「公訴事実の同一性」の意義およびその存否の判断方法についての理解を問う問題である。

本問では、覚醒剤の使用について、その方法・態様等には変わりはないが、日付と場所が異なる訴因の間に「公訴事実の同一性」が認められ、訴因変更が許されるべきか否かが問題とされている。最決昭和 63 年 10 月 25 日刑集 42 卷 8 号 1100 頁が参考になる。